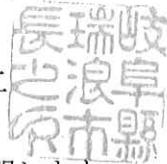


瑞上下第406号  
令和3年11月2日

個人情報開示等審査諮詢問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長様

瑞浪市長 水野 光二



このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮詢します。

諮詢の内容	上下水道課内で得た債権の財産調査等の情報を、同課が取り扱う他の債権に活用する事について
諮詢の趣旨及び理由	<p>現在上下水道課では、強制徴収公債権である公共下水道使用料、受益者負担金、督促手数料及び滞滯金、非強制徴収公債権である農業集落排水施設使用料及びし尿処理手数料並びに私債権である水道料金の賦課徴収を行っています。</p> <p>滞納の状況が生じた際に、強制徴収公債権の滞納である場合、国税徴収法等により住居等も含め財産調査を行い、情報を収集していますが、同課で知りえている情報であるにも関わらず、強制徴収公債権以外の債権には保有個人情報の収集等の目的を超えた利用目的外使用となるため活用できず、別途居住地調査を行う等業務の重複が生じています。</p> <p>滞納者情報の共有化（課間の場合も含む）は、平成25年2月18日付の個人情報開示等審査答申により、強制徴収公債権については共有化が認められていますが、非強制徴収公債権及び私債権については、生活困窮、行方不明等の理由による不納欠損の状況の確認に限定されています。業務の効率化を図るため、上下水道課内で得た債権の財産調査等の情報を、同課が取り扱う他の債権に活用する事について諮詢します。</p>
担当部課等	上下水道課 宮地孝尚（電話内線242）
備考	

添付資料：「書籍 自治体債権回収のための裁判手続きマニュアル」

